

予防事務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和八年二月二十四日

仙台市消防局長 千葉弘樹

予防事務処理規程の一部を改正する訓令

予防事務処理規程（昭和四十八年仙台市消防局訓令第三号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(火災に関する警報の発令又は解除の基準)</p> <p>第二条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十二条第三項の火災に関する警報の発令又は解除の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 発令の基準 気象条件が次のイからハまでのいずれかであって、かつ、火災予防上又は火災警戒上危険であると認めるとき</p> <p>イ 実効湿度六十パーセント以下であって最小湿度三十パーセント以下のとき</p> <p>ロ 実効湿度六十五パーセント以下、最小湿度三十五パーセント以下であって、最大風速十メートル以上のとき又は最大風速十メートル以上となる見込みのとき</p> <p>ハ 平均風速十二メートル以上の風が一時間以上となる見込みのあるとき。ただし、雨雪の場合及び実効湿度七十パーセント以上であって最小湿度五十パーセント以上の場合を除く。</p> <p>二 解除の基準 火災予防上又は火災警戒上その必要がないと認めるとき</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(火災に関する警報の伝達)</p> <p>第三条 前条の火災に関する警報の発令又は解除の伝達は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十四条第四項に規定する火災警報信号及び同条第五項の信号方法によるほか、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 その他火災に関する警報の発令又は解除の伝達に相当と認められる方法</p> <p>2 [略]</p>	<p>(火災に関する警報の発令及び解除の基準)</p> <p>第二条 消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二十二条第三項の火災に関する警報（次条第一項に規定する林野火災警報を除く。）の発令及び解除の基準は、別表第一のとおりとする。</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>[削る]</p> <p>(林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令及び解除の基準等)</p> <p>第二条之二 仙台市火災予防条例（昭和四十八年仙台市条例第四号）第三十一条の二第一項の林野火災に関する注意報（以下「林野火災注意報」という。）及び消防法第二十二条第三項の火災に関する警報であって同条例第三十一条の二第一項に規定する林野火災の予防を目的としたもの（以下「林野火災警報」という。）の対象地域の区分並びに発令及び解除の基準は、別表第二のとおりとする。</p> <p>2 林野火災注意報及び林野火災警報の発令は、一月一日から五月三十一日までの間に限り行うものとする。ただし、消防局長（以下「局長」という。）が火災予防上又は火災警戒上危険であると認めるときは、その期間以外の期間においても行うことができる。</p> <p>(火災に関する警報の伝達)</p> <p>第三条 第二条の火災に関する警報の発令及び解除の伝達は、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十四条第四項に規定する火災警報信号及び同条第五項の信号方法によるほか、次の各号に定めるところにより行うものとする。</p> <p>[一・二 略]</p> <p>三 その他火災に関する警報の発令及び解除の伝達に相当と認められる方法</p> <p>2 [略]</p> <p>(林野火災に関する注意報及び林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の伝達)</p>

**[新設]**

(立入検査証票)

第四条 仙台市火災予防規則（昭和四十八年仙台市規則第二十七号。以下「規則」という。）第二条の立入検査のための証票（以下「証票」という。）を貸与されている者は、証票の記載事項に変更を生じたときは、消防局長（以下「局長」という。）にその書換えを申請しなければならない。

2 [略]

(喫煙等の承認)

第六条 署長は、仙台市火災予防条例（昭和四十八年仙台市条例第四号）第二十五条第一項ただし書の規定による承認を受けようとする者から当該承認に係る申請書類の提出があった場合において、火災予防上支障がないと認めるときは、当該申請書類の一部に承認印を押し、その者に交付するものとする。

**[新設]**

**[新設]**

**第三条の二 林野火災注意報及び林野火災警報の発令及び解除の伝達は、別に定めるところにより行うものとする。**

(立入検査証票)

第四条 仙台市火災予防規則（昭和四十八年仙台市規則第二十七号。以下「規則」という。）第二条の立入検査のための証票（以下「証票」という。）を貸与されている者は、証票の記載事項に変更を生じたときは、局長にその書換えを申請しなければならない。

2 [略]

(喫煙等の承認)

第六条 署長は、仙台市火災予防条例第二十五条第一項ただし書の規定による承認を受けようとする者から当該承認に係る申請書類の提出があった場合において、火災予防上支障がないと認めるときは、当該申請書類の一部に承認印を押し、その者に交付するものとする。

**別表第一（第二条関係）**

発令の基準	気象条件が次の各号のいずれかに該当する場合であつて局長が火災予防上又は火災警戒上危険であると認めるとき 一 実効湿度六十パーセント以下であつて最小湿度三十パーセント以下のとき 二 実効湿度六十五パーセント以下、最小湿度三十五パーセント以下であつて、最大風速十メートル以上のとき又は最大風速十メートル以上となる見込みのあるとき 三 平均風速十二メートル以上の風が一時間以上となる見込みのあるとき。ただし、雨雪の場合及び実効湿度七十パーセント以上であつて最小湿度五十パーセント以上の場合を除く。
解除の基準	上記の発令の基準に該当しなくなったとき

**別表第二（第二条の二関係）**

対象地域の区分	仙台市西部	仙台市東部	
発令の基準	林野火災注意報 林野火災警報	乾燥注意報及び強風注意報が発表されたとき 次の各号のいずれかに該当するとき 一 乾燥注意報及び暴風警報が発表されたとき 二 乾燥注意報及び強風注意報並びに少雨に関する気象情報が発表されたとき 三 乾燥注意報及び強風注意報が発表された場合であつて局長が火災予防上又は火災警戒上危険であると認めるとき	乾燥注意報及び暴風警報が発表されたとき 次の各号のいずれかに該当するとき 一 乾燥注意報及び暴風警報並びに少雨に関する気象情報が発表されたとき 二 乾燥注意報及び暴風警報が発表された場合であつて局長が火災予防上又は火災警戒上危険であると認めるとき

解除の基準	上記の発令の基準に該当しなくなったとき
<p data-bbox="831 203 874 230">備考</p> <p data-bbox="858 237 1422 365">一 この表において「<u>仙台市西部</u>」とは、<u>仙台市区の設置等に関する条例（昭和六十三年仙台市条例第百十八号）に定める青葉区役所宮城総合支所の所管区域、太白区役所秋保総合支所の所管区域及び泉区の区域をいう。</u></p> <p data-bbox="858 371 1422 542">二 この表において「<u>仙台市東部</u>」とは、<u>仙台市区の設置等に関する条例に定める青葉区（青葉区役所宮城総合支所の所管区域を除く。）</u>、<u>宮城野区、若林区及び太白区（太白区役所秋保総合支所の所管区域を除く。）</u>の区域をいう。</p>	

附 則

この訓令は、令和八年三月一日から施行する。

(消防局予防部予防課)

(消防局予防部規制指導課)